

(案)

**第3期三条市障がい者計画**

**第6期三条市障がい福祉計画**

**第2期三条市障がい児福祉計画**

〔計画期間〕 令和3年度～令和5年度

令和3年3月

三 条 市

### **「障がい」の表記方法について**

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記しています。

# 目 次

## 第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格・位置付け .....	1
3 計画期間及び検証・見直し .....	2
4 計画策定に係る国の指針 .....	2
5 障がい者を取り巻く状況 .....	3

## 第2章 三条市障がい者計画

1 計画の基本理念 .....	6
2 施策の体系 .....	7
3 施策分野 .....	9
(1) 相談支援の充実 .....	9
(2) 日常生活支援の充実 .....	11
(3) 就労支援・雇用促進 .....	12
(4) 障がいの早期発見・確実な支援 .....	13

## 第3章 三条市障がい福祉計画・三条市障がい児福祉計画

1 計画期間における成果目標 .....	15
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	15
(2) 施設入所者数の削減 .....	15
(3) 地域生活支援拠点の整備 .....	16
(4) 福祉施設利用から一般就労への移行 .....	17
(5) 就労定着支援事業の利用者数 .....	18
(6) 就労定着率8割以上の事業所の割合 .....	18
(7) 障がい児支援の提供体制 .....	19
(8) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 .....	19
(9) 相談支援体制の充実・強化 .....	20
(10) 障がい福祉サービス等の質向上の取組に係る体制の構築 .....	20
(11) 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標） .....	21
2 サービス見込量と確保のための方策 .....	22
(1) 障がい福祉サービス .....	22
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	28
(3) 地域生活支援事業 .....	29

## 資料編

1 ライフステージに応じた支援体制 .....	34
2 三条市地域自立支援協議会 .....	35

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 策定の趣旨

平成30年3月、地域の課題に対応した障がい福祉施策を生涯にわたって切れ目なく着実に推進するため、「第2期三条市障がい者計画・第5期三条市障がい福祉計画・第1期三条市障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）」の3つの計画を一体のものとして策定し、三条市地域自立支援協議会の意見を聞きながら取組を進めてきました。

当該計画の計画期間が令和3年3月に終了することから、これまでの取組の評価・検証と併せ、新たな課題の整理等を行った上で、引き続き、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体のものとして策定し、地域共生社会の実現に向け、障がい福祉施策の更なる推進を図っていきます。

## 2 計画の性格・位置付け

第3期三条市障がい者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づき、重点的に取り組む施策の基本指針として策定します。

また、第6期三条市障がい福祉計画、第2期三条市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）、児童福祉法（第33条の20第1項）及び国の定める基本指針<sup>1</sup>に基づき、地域において必要な「障がい福祉サービス<sup>2</sup>」、「相談支援」、「障がい児支援」及び「地域生活支援事業<sup>3</sup>」の各サービスに係るサービス提供体制の確保や推進に向けた取組の実施計画として策定します。

<sup>1</sup> 国の定める基本指針…障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号：令和3年3月31日全部改正）

<sup>2</sup> 障がい福祉サービス…障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス

<sup>3</sup> 地域生活支援事業…市町村の創意工夫により障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる事業

### 3 計画期間及び検証・見直し

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本計画の推進に当たっては、三条市地域自立支援協議会<sup>4</sup>において毎年度検証し、必要に応じて見直しを行います。

計画 / 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障がい者計画	第 2 期			第 3 期		
	⇕ 一体として策定			⇕ 一体として策定		
障がい福祉計画	第 5 期			第 6 期		
	⇕ 一体として策定			⇕ 一体として策定		
障がい児福祉計画	第 1 期			第 2 期		

### 4 計画策定に係る国の指針

#### 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の基本的理念

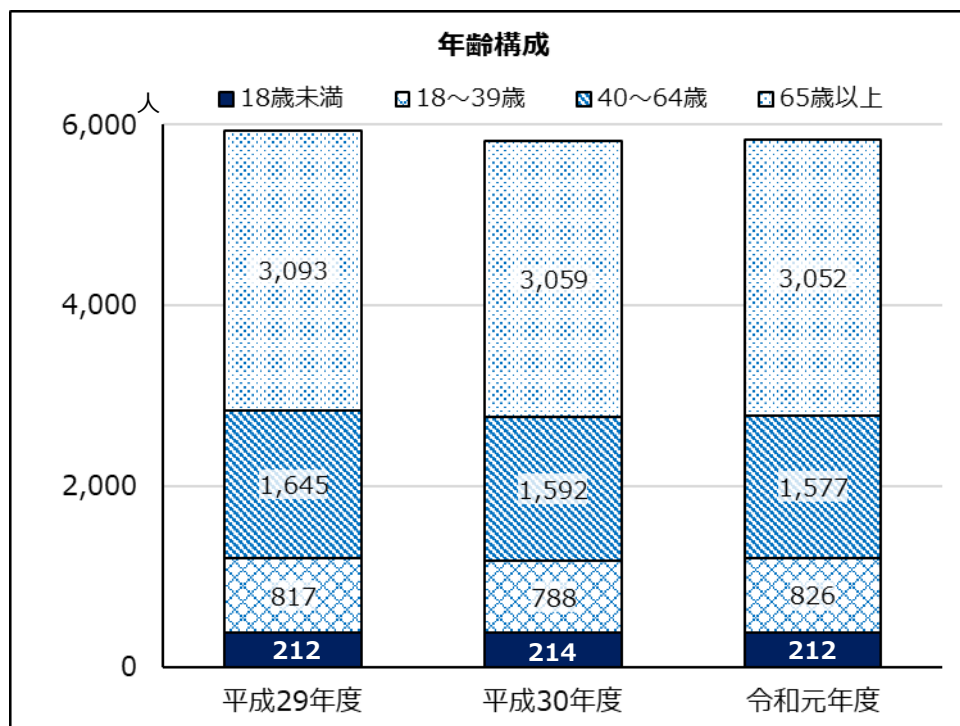
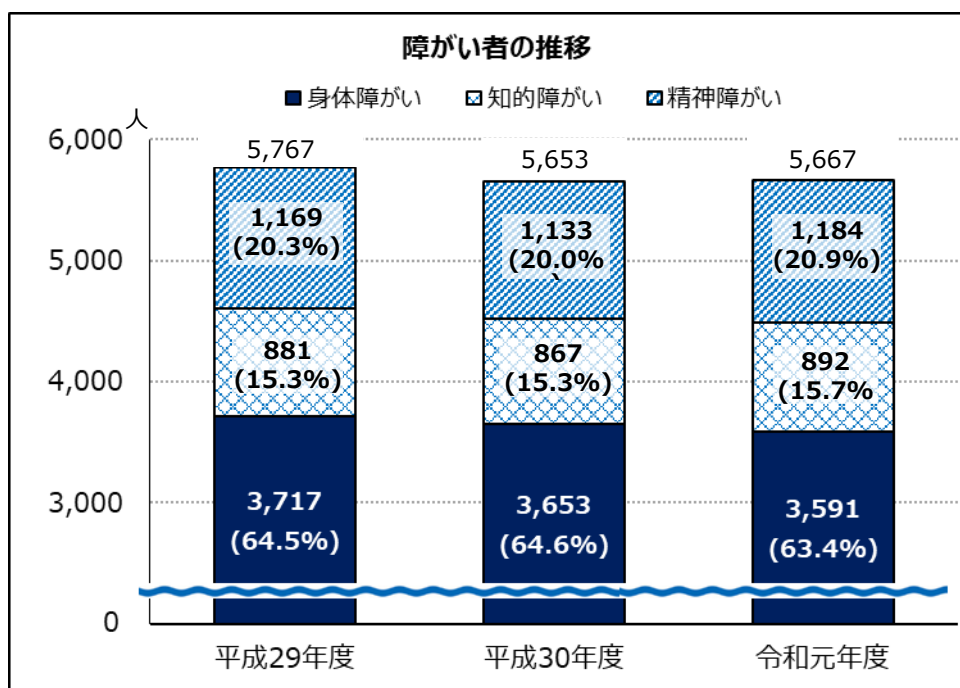
- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

<sup>4</sup> 三条市地域自立支援協議会…障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るための仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

## 5 障がい者を取り巻く状況

### (1) 障がい者数の推移と年齢構成

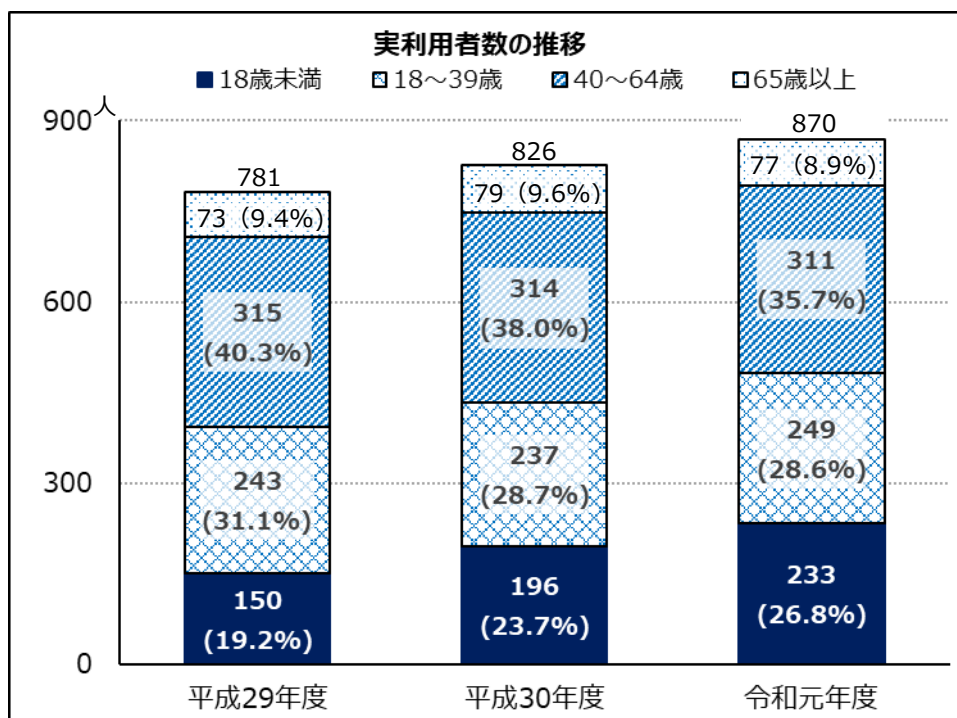
障がい者の総数及び年齢構成は、ほぼ横ばいで推移していますが、障がいの種別で比較すると、身体障がい者が減少、知的障がい者及び精神障がい者が微増傾向にあります。



数値は、各年度3月31日現在

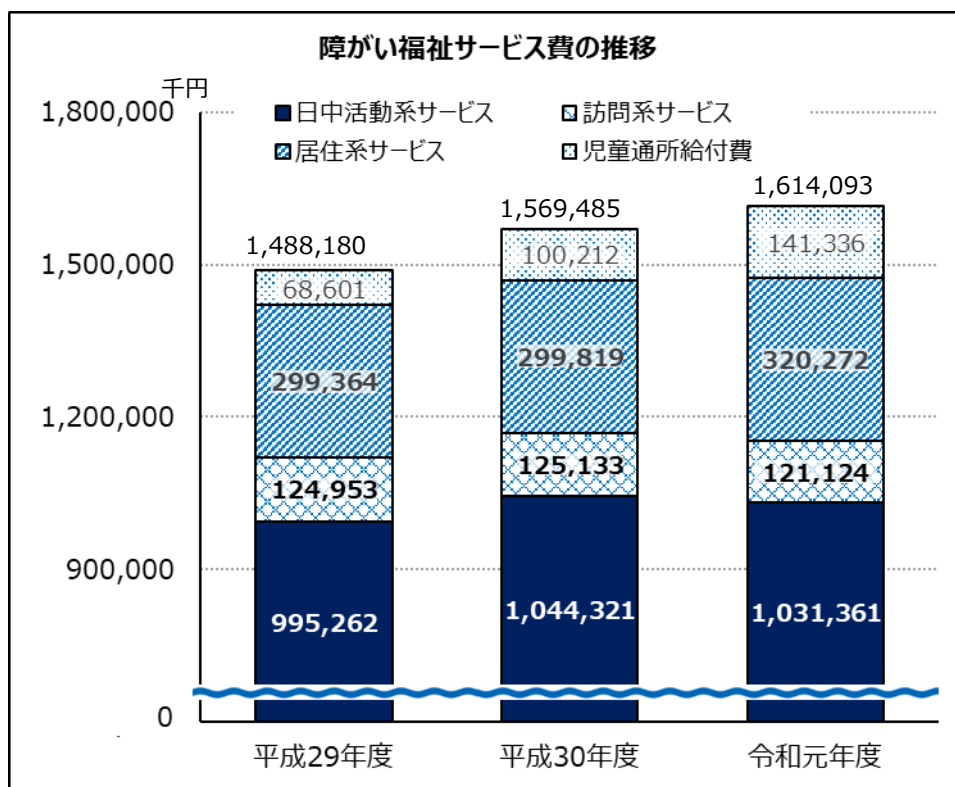
## (2) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移

障がい福祉サービスの実利用者数については、18歳未満の障がい児の利用が増加傾向にあります。



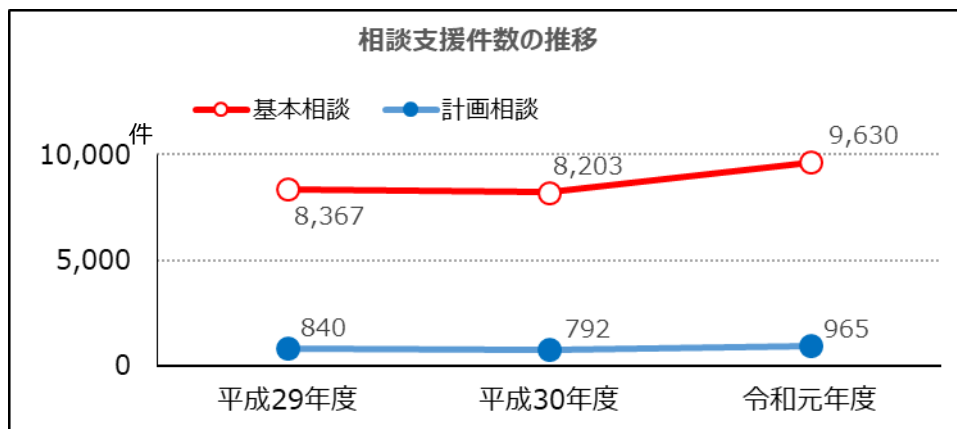
## (3) 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費は、全てのサービスにおいて増加傾向にあります。



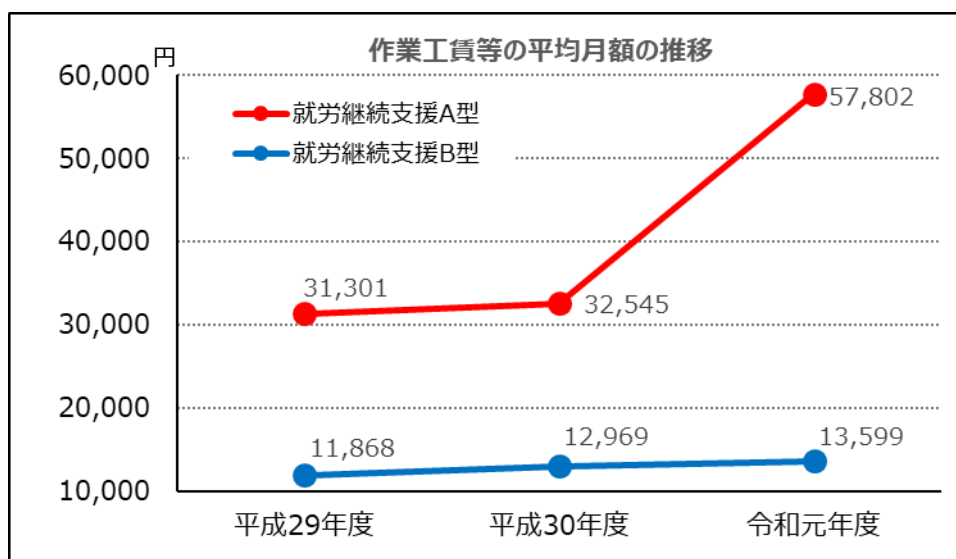
#### (4) 相談支援件数の推移

相談支援件数は、基本相談支援<sup>5</sup>、計画相談支援<sup>6</sup>共に増加傾向にあります。



#### (5) 福祉的就労<sup>7</sup>による作業工賃等の平均月額推移

作業工賃等の平均月額は、就労継続支援 A 型<sup>8</sup>、就労継続支援 B 型<sup>9</sup>共に増加傾向にあります。



<sup>5</sup> 基本相談支援…障がい者やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する援助、関係機関との連絡調整などを行う支援

<sup>6</sup> 計画相談支援…障がい福祉サービスの利用者に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングを行う支援

<sup>7</sup> 福祉的就労…就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型

<sup>8</sup> 就労継続支援 A 型…一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

<sup>9</sup> 就労継続支援 B 型…一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス



## 第2章 三条市障がい者計画

### 1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けた地域社会の形成が求められています。

そのため、次の基本理念の下、これからの障がい福祉施策を推進していきます。

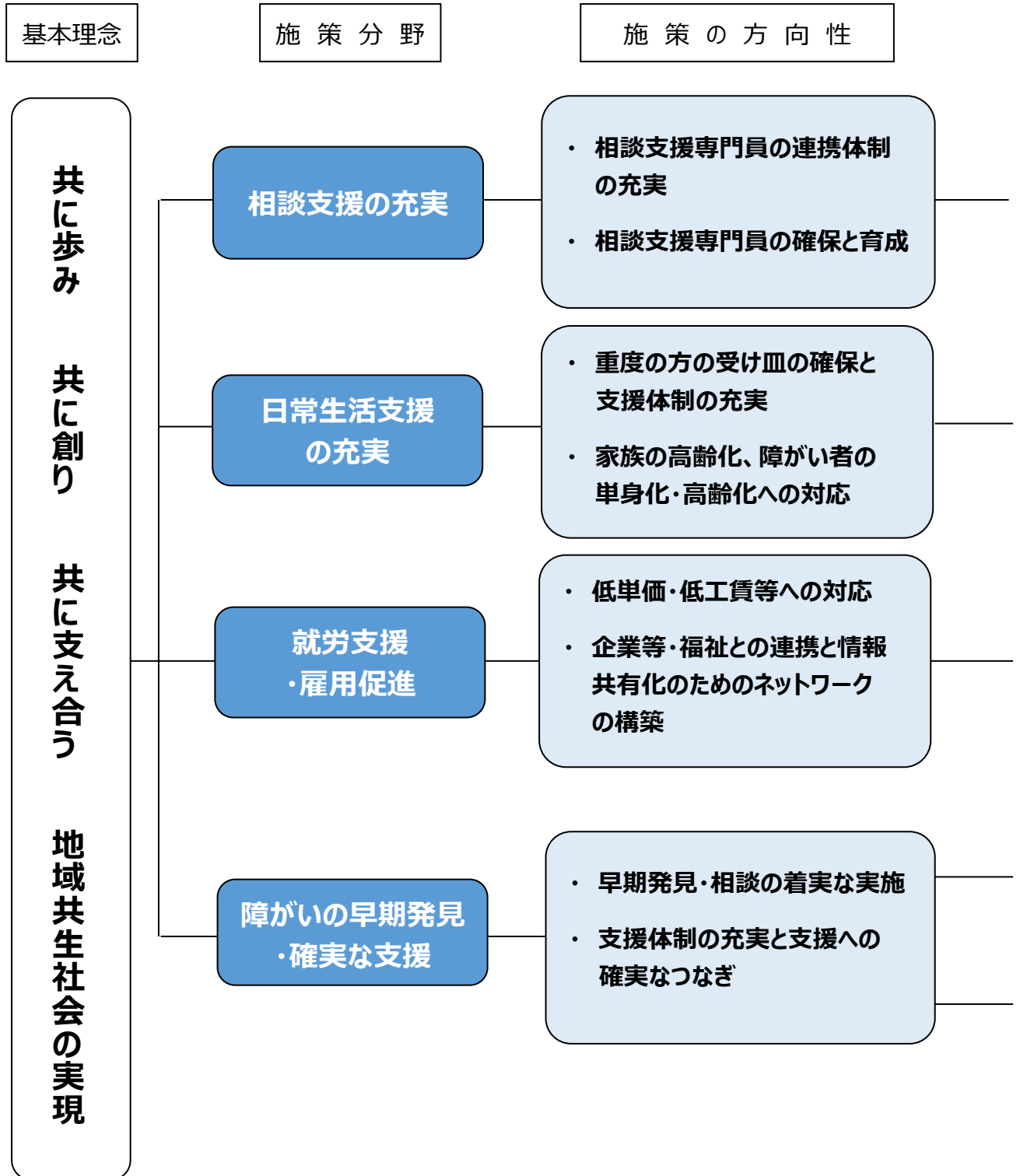
#### 基本理念

**共に歩み 共に創り 共に支え合う**

**地域共生社会の実現**



## 2 施策の体系



## 主 な 取 組

- 地域包括ケアシステムと連動した相談支援体制の整備
- 高齢分野との共働による相談支援の展開
- 権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進

- 障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所、医療機関との連携体制の構築
- 地域生活支援拠点等の機能強化

- 新たな就労の場の開拓
- 障がい者就労の企業への理解の促進
- 工賃等アップのための取組

- 年中児発達参観の着実な実施
- 多職種による子どもの発育・子育て相談の実施

- 個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上
- 特別支援教育に係るスタッフの適切な配置
- 支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の確立と適切なつなぎの実施

### 3 施策分野

#### (1) 相談支援の充実

##### ア 現状と課題

- ・障がい者相談支援事業の実施に当たっては、計画期間目標を、基幹相談支援センターの設置及び市内4事業所体制から5事業体制に拡充することとしていたものの、相談支援事業所の拡充にあつては相談支援専門員の退職や休職が相次ぎ、1事業所においては事業の休止を余儀なくされるなど、目標の達成には至っていません。
- ・結果として、「計画相談支援」「障がい児相談支援」ともに利用者が年々増加する中、相談支援専門員が担う計画相談等の担当件数は1人当たり最大80人となっています。このことは、同様の役割を担うケアマネージャーの居宅介護支援における人員基準1人当たり35人と比較するとその差は歴然で、地域全体での相談支援専門員の確保と定着に向けた取組が急務です。
- ・相談件数の増加に加え、相談内容も障がい者自身や保護者の高齢化、生活困窮に関するものなど、重複化・困難化しています。加えて、精神障がいと発達障がいのある相談者が増えたことで、医療関係者との連携や障がい受容ができずに対応に時間が掛かるケースへの対応、また、退院後の地域移行に向けた環境づくりを始め、様々な対応が求められており、基幹相談支援センターを核に、相談支援専門員の育成に向けた取組の推進と併せ、重層的な相談支援体制の構築を進めていくことが必要です。



## イ 施策の方向性・展開

### (ア) 相談支援の連携体制の充実

#### 地域包括ケアシステム<sup>10</sup>と連動した相談支援体制の整備

- ・障がい者相談支援事業の着実な実施と充実
- ・基幹相談支援センター<sup>11</sup>機能新設による重層的な相談支援体制の構築
- ・精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けた関係機関の連携と支援体制の整備

### (イ) 相談支援専門員の確保と育成

#### 高齢分野との共働による相談支援の展開

- ・高齢分野との協働による支援の効率化と人材の確保

#### 権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進

- ・OJT<sup>12</sup>や研修会の実施等、相談支援専門員の育成に向けた取組の強化
- ・虐待の早期発見・早期対応のための関係機関の連携強化
- ・成年後見制度等の利用促進に向けた取組の充実



<sup>10</sup> 地域包括ケアシステム…可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう構築される地域の包括的な支援・サービス提供体制

<sup>11</sup> 基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

<sup>12</sup> OJT(On The job Training)…実際の職務現場において、業務を通して先輩職員が後輩の指導を行う教育訓練

## (2) 日常生活支援の充実

### ア 現状と課題

- ・今後、障がい福祉サービスを必要とする重度の障がい者の増加が見込まれる中、重度の障がい者が利用する市内の生活介護支援事業所などでは、既に定員を超えて受け入れている状況であり、サービスの拡充が必要です。
- ・高齢の障がい者については介護保険サービスの優先利用が原則となっているものの、障がい福祉サービス事業所から介護保険サービス事業所の利用への移行が進んでいません。
- ・障がい者を支える家族の高齢化により、障がい者が単身世帯となる事例が見られ、サテライト型住居の活用等、グループホームなど障がい福祉サービスを活用しながら、障がい者が住み慣れた場所で安心して自立した地域生活が送れるような支援体制の整備が必要です。

### イ 施策の方向性・展開

#### (ア) 重度の受け皿の確保と支援

##### 障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所、医療機関との連携体制の構築

- ・重度の障がい者の受け皿の確保に向けた既存資源の活用及び関係機関等との連携
- ・医療機関等との連携による行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者の受け皿の確保
- ・高齢者の支援機関との連携強化による介護保険制度への移行の円滑化

#### (イ) 家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応

##### 地域生活支援拠点等の機能強化

- ・既存資源の活用による、地域全体での緊急時の受入れ体制の強化
- ・グループホームの拡充やサテライト型住居の活用促進等による地域における受入体制の充実
- ・障がい者への介護保険制度の周知
- ・精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けた関係機関の連携と支援体制の整備（再掲）

### (3) 就労支援・雇用促進

#### ア 現状と課題

- ・一般就労が困難な人や就労を希望する人に対する就労移行支援、就労継続支援等の就労支援系サービスについては、施設の拡充等によりサービス提供体制が整ったことから、今後は一般就労への移行を念頭に、雇用者ニーズに応じた訓練へとシフトしていく必要があります。
- ・就労継続支援事業所の作業工賃等は年々増加していますが、自立した生活を営む上ではまだまだ十分とは言えず、引き続き、障がい者福祉活動サポート交付金などを活用した自立支援に向けた取組が必要です。
- ・法定雇用率（2.2%：従業員 45.5 人以上）を達成した市内企業は、国、県を上回る 61.6%、雇用者数ベースでは 87.8%（平成 30 年 6 月 1 日現在）ととても高い状況です。他方、市内企業に更なる雇用を求めることは厳しく、障がい者の一般就労は依然として厳しい状況にあります。そのため、福祉的就労しか選択肢がないといった課題もあり、一般就労先の確保に向けた取組が必要です。

#### イ 施策の方向性・展開

##### (ア) 福祉・企業等との連携と情報共有のためのネットワークの構築

新たな就労の場の開拓
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者雇用支援企業の誘致など民間活力の活用による新たな一般就労先の確保</li><li>・特別支援学校卒業後の本人の希望や能力に応じた進路選択の支援</li><li>・就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等との連携による就労定着の促進</li></ul>
障がい者就労の企業への理解の促進
<ul style="list-style-type: none"><li>・企業が求める就労に必要な知識や能力向上のための訓練の充実</li><li>・障がいに対する偏見等を払拭するための周知</li></ul>

##### (イ) 作業工賃等の低単価・低工賃等への対応

工賃等アップのための取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者福祉活動サポート交付金の効果的な活用を促進</li><li>・市の物品等優先調達等の推進等による福祉的就労事業所の受注の機会の増大</li><li>・農業分野と連携した訓練の場の充実</li></ul>

#### **(4) 障がいの早期発見・確実な支援**

##### **ア 現状と課題**

- ・特別な支援が必要な子どもに対しては、乳幼児期から就労までの長期的な視点で、できるだけ早期に適切な療育支援を行う必要があります。これまで、乳幼児健診や年中児発達参観による障がいの早期発見、臨床心理士や言語聴覚士、保健師等の多職種が対応する子どもの発育・子育て相談及び教育相談による福祉サービスや特別支援教育へのつなぎなど、適切な時期に適切なタイミングで療育支援につなげられるよう取組を行ってきました。適切な療育支援が早期に開始できるよう、より一層こうした取組に注力していくことが必要です。
- ・各保育所（園）、認定こども園及び幼稚園では、保育士等が、発達支援の中心的役割を担う発達支援コーディネーターの指導・助言を受けながら支援の必要な子ども一人一人の状態に応じた「個別の発達支援計画」を作成し、支援を行っています。計画の保護者との共有においては、その共有率は年々向上していますが、保護者の理解を得ることが困難なケースもあります。そのため、保育士等は保護者支援に関する研修等によりスキルアップを図りつつ、保護者の障がいに対する不安や受容できない気持ちに寄り添い保護者の障がいに対する理解を促進していくことが必要です。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒については増加傾向にあり、支援対象となる児童生徒への個に応じた支援を行うため、引き続き、特別支援サポーターの適切な配置が必要です。
- ・障がい児通所支援事業のうち放課後等デイサービス事業については、近年、事業所の新規開設によりサービス提供量は増加してきたものの、現状ではまだそれを上回る利用ニーズがあり、受け皿の不足が続いています。サービスの提供量に限りがある中、事業所の新規開設の動向も注視しつつ、利用者の障がいの状態を踏まえた一人一人の利用量の最適化を図っていくことが必要です。





## イ 施策の方向性・展開

### (ア) 早期発見・相談の着実な実施

<b>年中児発達参観の着実な実施</b>
・年中児発達参観の着実な実施による子どもの特性等への早期の気付き
<b>多職種による子どもの発育・子育て相談等の実施</b>
・専門的な知見を有する多職種による子どもの発育・子育て相談及び教育相談の実施

### (イ) 支援体制の充実と支援への確実なつなぎ

<b>個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上</b>
・保育士等の発達支援及び保護者支援に関する知識や技術の習得による更なるスキルアップ ・保護者の障がいに対する理解の促進
<b>特別支援教育に係るスタッフの適切な配置</b>
・特別支援サポーターの適切な配置による特別な教育的支援を要する児童生徒への支援
<b>支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の確立と適切なつなぎの実施</b>
・相談支援事業所及び障がい児通所支援事業所との連携による各利用児童の障がいの状態に応じたサービス利用の調整



## 第3章 三条市障がい福祉計画・三条市障がい児福祉計画

### 1 計画期間における成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 国の基本指針

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

##### イ 市の考え方

地域移行の対象者として、障がい支援区分4以下で50歳未満の者（5人）を移行可能対象者と抽出し、個々の状況を勘案した結果、地域生活移行者の目標値を3人に設定します。

##### ウ 目標値

項目		数値
基準	令和元年度末時点の施設入所者数	98人
目標	計画期間における地域生活移行者数	3人

##### エ 実績値

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活移行者数	0人	2人	1人
累計	0人	2人	3人

※ 令和2年度の実績値は、令和2年11月末時点の数値です。以下同じ。

#### (2) 施設入所者数の削減

##### ア 国の基本指針

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

##### イ 市の考え方

新たな入所者2人と退所者（3人の地域生活への移行（1の目標値）と1人の介護保険制度への移行）を見込み、施設入所者数削減の目標値を2人に設定します。

## ウ 目標値

項目		数値
基準	令和元年度末時点の施設入所者数	98人
目標	令和5年度末時点の施設入所者削減数	2人

## エ 実績値

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数	99人	98人	97人

### (3) 地域生活支援拠点の整備

#### ア 国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### イ 市の考え方

障がい者支援拠点施設「グッデイいきいきサポートセンター」及び障がい者居住支援拠点施設「長久の家」を中心に市内の機能を有する事業所との連携による面的整備を行いました。機能や体制の充実を図るため三条市地域自立支援協議会において、年1回機能や体制の確認を行い、3年に1回評価・改善を行います。

## ウ 目標値

項目	数値
令和5年度末時点における地域生活支援拠点の確保	1か所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	年1回

## エ 整備内容

項目	内容
付加機能	①地域移行・定着支援員の配置 ②24時間支援体制 ③サテライト型住居への対応 ④体験利用及び緊急時の受入体制

#### (4) 福祉施設利用から一般就労への移行

##### ア 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の一般就労移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。あわせて就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労移行実績の1.3倍、概ね1.26倍、概ね1.23倍以上を目指し、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

##### イ 市の考え方

新たな一般就労の場の確保等による移行者数の増を見込み、令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値を12人に設定します。また、事業毎における一般就労へ移行する者の目標値を設定します。

##### ウ 目標値

項目		数値
基準	令和元年度の年間一般就労移行者数	7人
目標	令和5年度の年間一般就労移行者数	12人

[内訳]

就労移行支援事業		
基準	令和元年度の年間一般就労移行者数	7人
目標	令和5年度の年間一般就労移行者数	10人
就労継続支援A型事業		
基準	令和元年度の年間一般就労移行者数	0人
目標	令和5年度の年間一般就労移行者数	1人
就労継続支援B型事業		
基準	令和元年度の年間一般就労移行者数	0人
目標	令和5年度の年間一般就労移行者数	1人

##### エ 実績値

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労移行者数	13人	7人	5人

## (5) 就労定着支援事業の利用者数

### ア 国の基本指針

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

### イ 市の考え方

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者（12人）のうち、就労を継続する期間が6か月経過した者を6人と見込み、就労定着支援事業利用者の目標値を5人に設定します。

### ウ 目標値

項目		数値
目標	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者	5人

### エ 実績値

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援利用者数	1人	11人	15人

## (6) 就労定着率8割以上の事業所の割合

### ア 国の基本指針

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

※就労定着率の定義：過去3年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合

### イ 市の考え方

市内事業所の過去3年間の就労定着実績を勘案し、就労定着率8割以上の事業所の目標値を3か所に設定します。

### ウ 目標値

項目		数値
基準	令和元年度末時点の就労定着支援事業所数	3か所
目標	令和5年度末時点の就労定着率8割以上の事業所数	3か所

## 工 実績値

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市内事業所数	2 か所	2 か所	3 か所
8 割以上の事業所数	－	2 か所	2 か所

### (7) 障がい児支援の提供体制

#### ア 国の基本指針

令和 5 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上設置する。
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所：1 か所以上確保する。

#### イ 市の考え方

令和 5 年度末までに障がい児支援の提供体制を整備します。

#### ウ 目標値

項目	数 値
児童発達支援センターの設置	1 か所
保育所等訪問支援の提供体制の構築	1 か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所(整備済み)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所(整備済み)

### (8) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### ア 国の基本指針

令和 5 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

#### イ 市の考え方

子どもの育ちサポートセンターが、医療的ケア児のケースごとに必要な関係機関を必要な都度招集し、医療的ケア児に対する支援の調整役として課題等について検討を行う現行の体制を継続します。

## ウ 目標値

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有(現体制の継続)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無(※)

※ 子どもの育ちサポートセンターが連携の中心となり、支援の調整を担うため、専任の職としての配置を要しない。

## (9) 相談支援体制の充実・強化

### ア 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

### イ 市の考え方

市単独の基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域全体の相談支援体制の充実・強化を図ります。

## ウ 見込量

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者への指導・助言件数(件)	60	80	100
相談支援事業者への人材育成支援件数(件)	7	8	9
連携強化に係る取組実施回数(回)	9	9	9

## (10) 障がい福祉サービス等の質向上の取組に係る体制の構築

### ア 国の基本指針

令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

### イ 市の考え方

市職員が県の障がい福祉サービス等に係る研修に参加し指導スキルの向上を図るとともに、障がい福祉サービス給付費の請求事務において発生した過誤内容を分析し、その結果を障がい福祉サービス事業所と共有しながらサービスの質の向上につなげます。

## ウ 見込量

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県の障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数（人）	2	2	2
障がい者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析と事業所等との分析結果の共有・サービス向上の取組実施回数（回）	1	1	1

## (11) 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）

### ア 市の考え方

令和5年度末における市内施設の就労継続支援B型利用者の作業工賃平均月額目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、障がいの程度により作業内容が多様であることから、各施設単位で設定した目標値を基に作業工賃見込額を目標値として設定します。

### イ 目標値

項目		数値
基準	令和元年度の作業工賃平均月額（就労継続支援B型）	13,599円
目標	令和5年度の作業工賃平均月額（就労継続支援B型）	15,500円

### ウ 実績値

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
作業工賃平均月額	12,969円	13,599円	11,728円





## 2 サービス見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の種類ごとに必要量を見込みます。

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者数や利用の伸び率、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行等の状況を勘案して推計します。

### (1) 障がい福祉サービス

#### ア 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図ります。また、同行援護及び行動援護については、利用の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

#### (ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	延べ利用時間	2,301	2,324	2,347
	実利用者数	165	166	168
重度訪問介護	延べ利用時間	260	260	520
	実利用者数	1	1	2
同行援護	延べ利用時間	125	131	138
	実利用者数	10	10	11
行動援護	延べ利用時間	20	20	25
	実利用者数	3	3	4
重度障がい者等包括支援	延べ利用時間	240	240	480
	実利用者数	1	1	2

#### (イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	延べ利用時間	2,304	2,256	2,260
	実利用者数	165	153	157
重度訪問介護	延べ利用時間	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
同行援護	延べ利用時間	114	21	76
	実利用者数	10	5	11
行動援護	延べ利用時間	8	5	1
	実利用者数	2	3	1
重度障がい者等包括支援	延べ利用時間	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

※ 令和2年度の実績量は見込数値です。以下同じ。

## (ウ) 障がい福祉サービスの内容

種 類	内 容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難を有する常時介護を必要とする方に対する、総合支援
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を要する方に対する、移動時における視覚的情報の支援、排せつ、食事などの介護
行動援護	重度の知的障がいや精神障がいによる著しい行動障がいのある方に対する、見守りや危険回避の支援
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、介護の必要性が著しく高い方に対する、居宅介護を始めとする複数サービスの包括支援

## イ 日中活動系サービス

障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう、日中活動の場の確保を図ります。また、障がい者拠点施設「グッデイいきいきサポートセンター」を中心に、市内各事業所連携による効率的なサービスの提供に努めます。

### (ア) 1か月当たりの利用見込量

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延べ利用者数	3,866	3,981	4,101
	実利用者数	224	231	238
自立訓練 〔機能訓練〕	延べ利用者数	46	46	46
	実利用者数	3	3	3
自立訓練 〔生活訓練・日中〕	延べ利用者数	460	460	460
	実利用者数	23	23	23
自立訓練 〔生活訓練・夜間〕	延べ利用者数	210	210	210
	実利用者数	7	7	7
就労移行支援	延べ利用者数	546	551	568
	実利用者数	27	27	28
就労継続支援A型	延べ利用者数	620	620	620
	実利用者数	32	32	32
就労継続支援B型	延べ利用者数	3,771	3,997	4,157
	実利用者数	187	198	206
就労定着支援	利用者数	21	22	22
療養介護	実利用者数	24	24	25
短期入所〔福祉型〕	延べ利用者数	374	393	413
	実利用者数	64	67	70

短期入所〔医療型〕	延べ利用者数	136	142	150
	実利用者数	12	13	13

**(イ) 1か月当たりの利用実績量**

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	延べ利用者数	3,522	3,493	3,664
	実利用者数	191	196	212
自立訓練 〔機能訓練〕	延べ利用者数	26	0	47
	実利用者数	1	0	3
自立訓練 〔生活訓練・日中〕	延べ利用者数	264	222	326
	実利用者数	13	13	17
自立訓練 〔生活訓練・夜間〕	延べ利用者数	30	30	158
	実利用者数	1	1	6
就労移行支援	延べ利用者数	772	381	515
	実利用者数	40	26	25
就労継続支援 A 型	延べ利用者数	405	427	500
	実利用者数	23	25	26
就労継続支援 B 型	延べ利用者数	3,291	2,790	3,679
	実利用者数	175	172	182
就労定着支援	利用者数	1	11	15
療養介護	利用者数	22	21	23
短期入所〔福祉型〕	延べ利用者数	399	315	416
	実利用者数	67	56	71
短期入所〔医療型〕	延べ利用者数	87	123	52
	実利用者数	10	11	7

**(ウ) 障がい福祉サービスの内容**

種 類	内 容
生活介護	常時介護を要する方に対する、施設での入浴、排せつ、食事などの介護や、創作的活動、生産活動機会の提供
自立訓練 〔機能訓練〕	身体障がいのある方に対する、身体機能の向上のために必要な訓練の提供(最長1年間)
自立訓練 〔生活訓練〕	知的障がいや精神障がいのある方に対する、生活能力の向上のために必要な訓練の提供(最長1年間)
就労移行支援	一般企業に就労を希望する方に対する、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供(最長3年間)
就労継続支援 A 型	一般企業への就労が困難な方に対する、雇用契約を伴う就労の機会を提供と、その知識や能力の向上のために必要な訓練の実施
就労継続支援 B 型	一般企業への就労が困難な方に対する、雇用契約を伴わない就労

	機会を提供と、その知識や能力の向上のために必要な訓練の実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に対する、就労に伴う生活課題の把握と、企業や家族、関係機関等との連絡調整、課題解決に向けた支援の実施
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対する、病院での機能訓練や療養上の管理、看護、介護
短期入所	家族の病気などによって短期間の入所が必要な方に対する、施設で入浴、排せつ、食事などの介護
福祉型	障がい者支援施設、市指定の介護老人福祉施設において実施
医療型	病院、診療所、市の指定を受けた介護老人保健施設において実施

## ウ 居住系サービス

障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、居住の場の確保を図ります。また、障がい者居住支援拠点施設「長久の家」を中心に、市内各事業所の連携による効率的なサービスの提供に努めます。

### (ア) 1か月当たりの利用見込量

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実利用者数	82	85	88
施設入所支援	実利用者数	99	98	96
自立生活援助	実利用者数	2	2	2

### (イ) 1か月当たりの利用実績量

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	実利用者数	72	74	78
施設入所支援	実利用者数	99	98	97
自立生活援助	実利用者数	0	0	0

### (ウ) 障がい福祉サービスの内容

種 類	内 容
共同生活援助	日常生活上の相談や援助を必要とする方に対する、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ、食事などの援助
施設入所支援	施設に入所する方に対する、主に夜間に入浴、排せつ、食事などの介護
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した方に対する、巡回訪問や随時の対応等の支援

## 工 相談支援

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備や充実を図ります。

### (ア) 1か月当たりの利用見込量

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	183	202	222
地域相談支援 〔地域移行支援〕	実利用者数	1	2	2
地域相談支援 〔地域定着支援〕	実利用者数	4	5	6

### (イ) 1か月当たりの利用実績量

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数	99	152	146
地域相談支援 〔地域移行支援〕	実利用者数	0	1	0
地域相談支援 〔地域定着支援〕	実利用者数	2	5	3

### (ウ) 障がい福祉サービスの内容

種 類	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する方に対する、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施
地域相談支援 〔地域移行支援〕	施設や病院に入所・入院している方に対する、退所・退院する際の地域で生活するための相談や居住確保などの支援
地域相談支援 〔地域定着支援〕	居宅において単身で生活する方に対する、連絡体制の確保と緊急時の訪問支援



## オ 障がい児支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して子育てができるようサービス提供体制の確保に努めます。

### (ア) 1か月当たりの利用見込量

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ利用者数	526	594	677
	実利用者数	146	165	188
医療型児童発達支援	延べ利用者数	4	4	4
	実利用者数	1	1	1
放課後等デイサービス	延べ利用者数	1,283	1,325	1,325
	実利用者数	186	188	189
保育所等訪問支援	延べ利用者数	0	8	9
	実利用者数	0	5	6
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用者数	4	4	4
	実利用者数	1	1	1
障がい児相談支援	実利用者数	70	76	81

### (イ) 1か月当たりの利用実績量

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	延べ利用者数	289	391	471
	実利用者数	78	113	128
医療型児童発達支援	延べ利用者数	2	4	3
	実利用者数	1	1	1
放課後等デイサービス	延べ利用者数	623	837	1,044
	実利用者数	175	180	173
保育所等訪問支援	延べ利用者数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用者数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数	37	60	57

### (ウ) 障がい福祉サービスの内容

種 類	内 容
児童発達支援	主に未就学の障がいのある児童に対する、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の提供
医療型児童発達支援	肢体不自由により医療を要する児童に対する、治療や日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの提供
放課後等デイサービス	学校に就学する放課後・休業日に支援が必要な児童に対する、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの支援

保育所等訪問支援	保育所などに通う集団生活への支援が必要な児童に対する、当該施設訪問による集団生活への適応のための専門的な支援
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対する、居宅訪問による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援
障がい児相談支援	障がい児支援を利用する児童に対する、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施

## カ 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

### (ア) 設定の考え方

医療的ケア児に関する課題に対し、子どもの育ちサポートセンターが医療機関や保育所等の関係機関の総合的な連絡調整を行うなど、医療的ケア児等に対する支援の調整の役割を担っていることから、専任のコーディネーターの配置は行いません。

### (イ) 見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター人数（人）	0	0	0

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい者を含めた地域包括ケアシステムの取組を推進します。

### ア 見込量

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援（人）	1	2	2
精神障がい者の地域定着支援（人）	4	5	6
精神障がい者の共同生活援助（人）	18	19	20
精神障がい者の自立生活援助（人）	1	1	1

### (3) 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービスの提供となるよう地域生活基盤の整備を図ります。

#### ア 見込量（必須事業）

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	基本相談支援 (実施箇所数)	4	5	5
	基幹相談支援セン ター(実施箇所数)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(年)	11	13	15
成年後見制度法人後見事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 (実利用者数/年)	7	8	8
	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 (延べ利用者数/年)	75	80	80
	手話通訳者設置 事業(設置者数)	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用 具(給付件数/年)	7	7	7
	自立生活支援用 具(給付件数/年)	11	11	11
	在宅療養等支援用 具(給付件数/年)	16	16	16
	情報・意思疎通支援 用具(給付件数/年)	15	15	15
	排せつ管理支援用 具(給付件数/年)	2,400	2,400	2,400
	居宅生活動作補助 用具〔住宅改修費〕 (給付件数/年)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	新規登録者数(年)	1	1	1
移動支援事業	実利用者数(年)	105	105	105
	延べ利用時間(年)	5,432	5,432	5,432



地域活動支援センター機能強化事業〔市内〕	実施箇所数	3	3	3
	実利用者数(年)	113	113	113
活動支援センター機能強化事業〔市外〕	実施箇所数	3	3	3
	実利用者数(年)	3	3	3

## イ 実績量（必須事業）

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	基本相談支援(実施箇所数)	4	5	4
	基幹相談支援センター(実施箇所数)	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(年)	4	7	10
成年後見制度法人後見事業	実施の有無	無	無	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者数/年)	11	9	7
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(延べ利用者数/年)	80	65	80
	手話通訳者設置事業(設置者数)	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具(給付件数/年)	2	7	6
	自立生活支援用具(給付件数/年)	8	11	8
	在宅療養等支援用具(給付件数/年)	12	16	9
	情報・意思疎通支援用具(給付件数/年)	7	15	14
	排せつ管理支援用具(給付件数/年)	2,163	2,160	2,340
	居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕(給付件数/年)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	新規登録者数(年)	2	0	1
移動支援事業	実利用者数(年)	118	100	51
	延べ利用時間(年)	5,181	5,177	2,724
地域活動支援センター機能強化事業〔市内〕	実施箇所数	3	3	3
	実利用者数(年)	113	115	106

活動支援センター機能強化事業〔市外〕	実施箇所数	4	3	2
	実利用者数(年)	4	3	2

### ウ 見込量（任意事業）

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数(年)	10	11	12
声の広報等発行事業	実利用者数(年)	24	25	26
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数(年)	9	10	11
日中一時支援事業	延べ利用回数(年)	5,987	5,999	6,012
	延べ利用者数(年)	165	169	174
地域移行のための安全生活支援事業	施設箇所数	6	6	6
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業	実施の有無	有	有	有

### エ 実績量（任意事業）

種 類	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数(年)	8	9	9
声の広報等発行事業	実利用者数(年)	18	22	23
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数(年)	6	9	8
日中一時支援事業	延べ利用回数(年)	6,413	5,963	5,973
	延べ利用者数(年)	159	159	162
地域移行のための安全生活支援事業	施設箇所数	1	1	5
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業	実施の有無	有	有	有

### オ 地域生活支援事業の内容（必須事業）

種 類	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くための、障がいへの理解を深めるための啓発等
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活を送れるよう、障がいのある方、家族、地域住民等の自発的な取組の支援
相談支援事業	障がいのある方やその家族からの相談に応じた、サービス利用や権利擁護に関する支援、関係機関との連絡調整など必要な援助

	※基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがある方で、成年後見制度の利用が困難な方に対する、市による成年後見審判の代理申立てのほか、申立てに要する経費や後見人などの報酬に対する助成
成年後見制度法人後見事業	社会福祉協議会等の協力の下、様々な相談に対応できるよう支援
意思疎通支援事業	手話通訳者又は要約筆記者の派遣と併せ、市福祉課に手話通訳者を設置
日常生活用具給付事業	主に重度の障がいがある方の日常生活上の便宜を図るための、介護・訓練支援用具などの給付
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある方の交流促進を図るための、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修の実施
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対する、余暇活動など社会参加のための外出支援
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを供与する地域活動支援センターの設置・機能強化

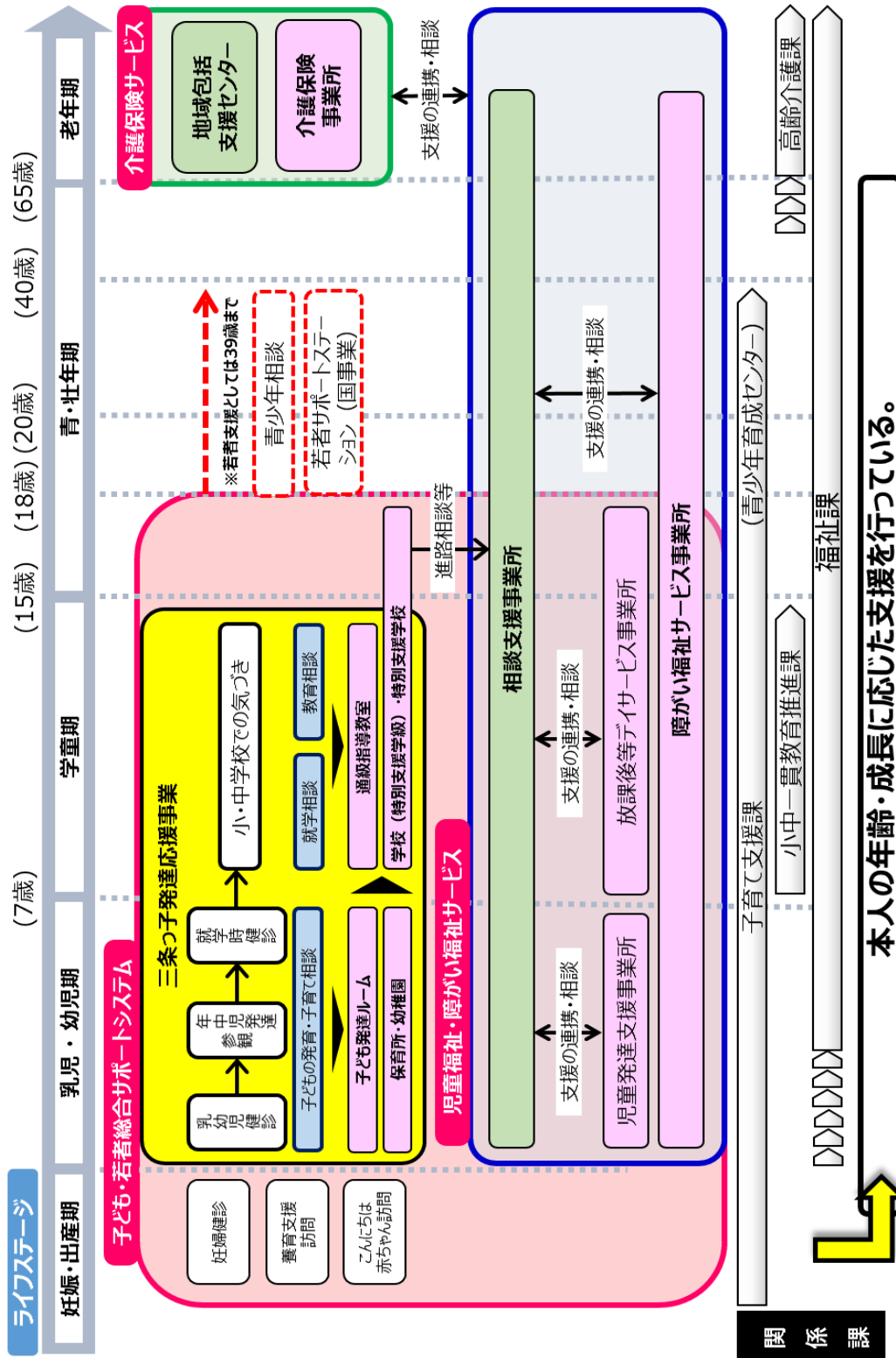
## カ 地域生活支援事業の内容（任意事業）

種類	内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいがあり、自宅以外で入浴が困難な方に対する、自宅への訪問入浴サービスの提供
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な方に対する、市の広報紙の情報の音声訳による定期提供
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいの状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成
日中一時支援事業	家族の就労や一時的な休息等を支援するための、日中における一時的な預かりや見守りなどの実施
地域移行のための安全生活支援事業	障がい者が地域で安心して暮らすための、緊急時の宿泊場所の確保を始めとする支援体制の整備
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業	地域自立支援協議会における、障がい者への総合的な地域生活支援の実現に向けた先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の実施

## 資料編



# 1 ライフステージに応じた支援体制



## 2 三条市地域自立支援協議会

三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

三条市地域自立支援協議会 委員名簿

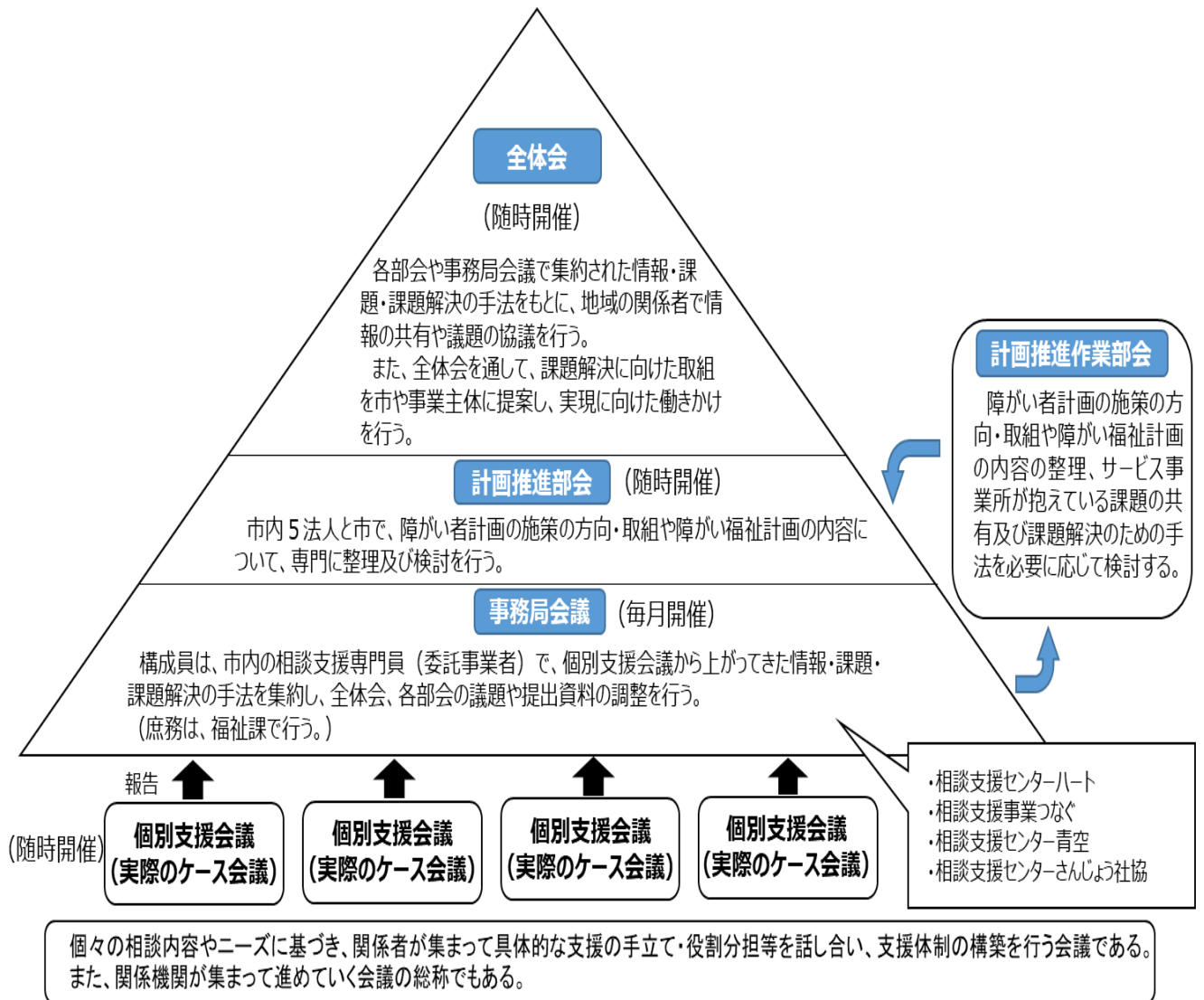
令和2年12月1日現在

No.	区 分	所 属 等	氏 名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学 副学長兼社会福祉学部長	◎丸田 秋 男
2	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	(福) 県央福祉会 いからしの里園長兼いからし工房所長	○元 川 裕美子
3		(福) 三条市手をつなぐ育成会 常務理事兼事務局長	丸 山 裕 子
4		(福) ひめさゆり福祉会 事務局長	羽田野 光 広
5		(福) 青空福祉会 事務局長	川 瀬 正
6		三条公共職業安定所 所長	金 子 新 一
7	保健・教育・ 雇用機関の 関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部長	橋 本 浩 実
8		新潟県立月ヶ岡特別支援学校 教諭	西 川 明 子
9		三条商工会議所事務局次長	渋 谷 涼 子
10		(福) 三条市社会福祉協議会 介護センター長	石 附 克 也
11	障がい福祉関 係団体	三条市身体障害者福祉協会 役員	武士俣 昭 司
12		ぴあの集い	平 岡 美 佳
13		三条地区手をつなぐ育成会	栗 山 政 子
14		重症心身障害児（者）を守る会長岡療育園分会	宮 口 キヌ子

◎ 会長 ○ 副会長



三条市地域自立支援協議会 組織図



**第3期三条市障がい者計画**

**第6期三条市障がい福祉計画**

**第2期三条市障がい児福祉計画**

- 発 行 令和3年3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課  
三条市教育委員会子育て支援課
- 住 所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2丁目3番1号
- 電 話 0256-34-5511（代表）
- F A X 0256-35-2150
- U R L <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>